

◎納期の特例について

制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払いを受けるものの総数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例を受けようとする場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に徴収した税額を、それぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納期限
6月分から11月分まで	12月10日
12月分から5月分まで	6月10日

※納期限が土日、祝日の場合は、その翌日になります。

なお、上記の各期間の途中において承認を受けた場合には、承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額を、その期間に係る納入期限までに納入することになります。

- (4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払いを受けるものの総数が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。届出様式が必要な場合は、担当までご連絡ください。
- (5) 特別徴収義務者は、納期の特例についての承認の取り消し又は(4)に該当した場合には、取消又は届出の日の属する月分以前の各月割額を、その取消または届け出の日の属する月の翌月10日までに納入しなければなりません。

[注意]

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、納期の特例の承認を受けられないことがあります。また、承認を受けても、滞納したり、納入遅延をいたしますと、承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(あて先) 日高市長

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び日高市条例第46条の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	〒 -						
フリガナ							
名称 (氏名)							
代表者 職氏名						電話番号	- - -
法人番号							(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号	8					(新規)	担当者 (氏名)

関与税理士 署名押印	(連絡先)						
---------------	-------	--	--	--	--	--	--

特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月以後 の特別徴収税額		
月区分	給与支払人員	給与支払額		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
年 月	(臨時人)	() 円		
	常時人	円		
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細				
申請の目前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有 (年 月 日承認取消) · 無		

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までにお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

日高市役所 税務課 市民税担当 電話042-989-2111(代表)